

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

厚生年金の期間が 154 月（12 年と 10 月）で

60 歳から年金がもらえるってホント？ 実は！

先日、ある男性 A さん（昭和 24 年生まれ、現在 64 歳）から、「私は、運輸関係の企業に勤めたことがあるんだけど、年金はどうなっている。調べてくれないか。」

という問い合わせがありました。

本人は、住所をかなりひんぱんに変えていました。年金手帳の存在も分からないということでした。

私は、本人から以前勤めたことのある思いだすことができるすべての会社名とその会社がある県名等を聞き、委任状をもって年金事務所に行きました。

その結果、厚生年金保険の月数が、154 月

厚生年金基金の月数が、21 月あることが分かりました。

まず、厚生年金保険の月数が 154 月（12 年と 10 月）について考えます。

加入期間は 25 年以上なければ厚生年金は支給されませんが、厚生年金保険の加入期間の特例として、厚生年金の中高年齢者の特例があります。一番短い期間として 15 年があります。昭和 22 年 4 月 1 日以前生まれで、40 歳以上で加入期間が 15 年あれば受給資格ができます。A さんの場合はその特例にも該当しません。つまり現段階の法律では、全く年金は支給されません。

次に、厚生年金基金について考えます。A さんの場合、昭和 24 年 4 月 2 日以降の生まれですので、基金分については、60 歳から支給されます（ひと月でも可能です）。計算方法は、

平均標準報酬月額 $\times \left(\frac{7.125}{1000} + \text{上乗せ部分の給付率} \right) \times \text{月数}$ で 計算できます。

A さんは、基金に加入している X 社に 2 月、Y 社に 19 月勤務しました。

そこで、具体的計算は、X 会社分は $24 \text{ 万円} \times \left(\frac{7.125}{1000} + \frac{0.1}{1000} \right) \times 2 \text{ 月} = 3,500 \text{ 円}$

Y 会社分は $14 \text{ 万円} \times \left(\frac{7.125}{1000} + \frac{0.1}{1000} \right) \times 19 \text{ 月} = 19,700 \text{ 円}$

合計で、3,500 円 + 19,700 円 = 2 万 3,200 円が毎年支給されます。4 年分をまとめて請求しましたので、A さんには、9 万 2,800 円が懐に入りました。A さんには、一生、毎年 2 万 3,200 円が支給されます。最後に、

あと 1 年と 8 カ月後の平成 27 年 10 月に、受給資格期間を短縮する法律（最低 10 年間でよい。）が施行されますと、A さんには、本体部分の年金の支給が可能になります。